

◆新型コロナウイルス感染症対応資金について（全国）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高減少の影響を受けた中小企業者の事業継続や経営の安定を図るため、国の緊急対策にかかる資金繰り支援融資を実施します。

取扱期間等

令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証の受付を行い、かつ、令和2年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行を行うもの

制度要件

県内に事業所を有する中小事業者で、新型コロナウイルス感染症により売上高の減少等の影響を受け、次の（１）～（３）のいずれかに該当する方

- （１） 経営安定関連（セーフティネット）保証４号の認定を受けた方
- （２） 経営安定関連（セーフティネット）保証５号の認定を受けた方
- （３） 危機関連の認定を受けた方

主な概要

対象資金	経営の安定に必要な事業資金（運転・設備）
保証限度額	3,000万円
保証期間	10年以内（据置期間 5年以内） ※ 据置期間中は半年毎にモニタリング報告
貸付利率	1.90%以内 （融資から3年間の利子補給あり（据置期間関係なし））
保証料率	0.85% 経営者保証免除対応の場合 1.05% 但し、右表のとおり国から保証料の補助があります。
担保	原則、不要
保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要 下記要件に合致し、経営者保証免除対応の場合は連帯保証人を徴求しない ① 直近決算が資産超過 ② 法人と代表者との関係において、資産・経理が明確に区分されている（経営者保証免除対応確認書の提出が必要です）
借換の特例 80%→100%	下記①および②については、100%保証（4号、危機関連）で借換が可能 ① 令和2年1月29日から令和2年4月30日に実行された一般保証やセーフティネット保証5号等の責任共有制度対象となる融資 ② 責任共有制度対象となる本制度融資

◆利用対象者別保証料補助等整理表

認定の種類	法人・個人	売上減少率	保証割合	保証料補助	利子補給
セーフティ 4号	両方	20%以上	100%	全額	3年全額
	危機関連	両方			
セーフティ 5号	小規模個人	5%以上	80%	1/2	なし
		15%以上			
	小規模でない 個人	5%以上 15%未満		全額	3年全額
		15%以上			
法人	5%以上 15%未満	1/2	なし		

・小規模事業者とは
常時使用する従業員が20人以下、商業またはサービス業（宿泊、娯楽業は除く）は5人以下の事業者です。

・保証料の割引
保証料について、国の補助以外の有担保割引、会計参与設置、定性要因割引は適用されません。